

生活環境等の保全・整備に関する重点提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、具体的方策を示すとともに、都市自治体はその役割に応じて実施する施策に対して、必要な財政措置を講じること。
2. 地域循環共生圏を創造するための具体的な施策や制度を示すとともに、その推進に当たっては、都市自治体の意見を十分に反映し、財政措置も含め所要の支援策を講じること。
3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るとともに、地域住民の負担を軽減するため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。